

処分基準

令和5年4月1日作成

法令名：道路交通法
根拠条項：第22条の2第1項
処分概要：最高速度違反行為に係る指示
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法令の定め：
処分基準： 「最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行っている」と認められないときとは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について最高速度違反行為が行われたと認められる場合であり、具体的には、 <ul style="list-style-type: none">・ 同一の車両について最高速度違反が繰り返されたような場合・ 同一の使用者の使用する複数の車両につき最高速度違反が行われたような場合・ 使用者が最高速度違反行為を誘発するような行為をしていた場合 などである。
問い合わせ先：交通部交通指導課 電話043-201-0110
備考：